

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第1条の2第1項)、資本金が3億円を超える株式会社、特定債権等譲渡業者(特定債権等に係る事業の規制に関する法律第2条第5項)、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b		<p>法務省及び金融庁としては、特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲の拡大の是非について、関係府庁とも連携をとりながら、検討を重ねてきたところであるが、以下のとおり、今後も、引き続き検討を行うこととしている。</p> <p>すなわち、平成15年に実施した調査によれば、借主の範囲の拡大について、中小企業等の中にも積極的な見解があり、また、地方公共団体にはコミットメントライン契約を利用したいというニーズはほとんどなく、実際に平成13年改正で借主の範囲に追加された中堅企業の利用状況も低調であったという結果が出ており、これらの結果を併せて考えると、一定の融資枠が手数料なしに設定される当面貸付引等からの従来の借入方法に加えて、実際に融資を受けた場合の利息のほかにコミットメントライン契約に係る手数料が必要でコミットメントライン契約を利用したいという現実的なニーズが中小企業等の借主にどの程度あるのかを明確に見極めていく必要がある。また、経済的弱者である中小企業等に借主の範囲を拡大すれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料に利息制限法及び出資法の上乗金利規制が及ぶことになる結果、手数料負担に法的に不利益を蒙られるおそれがあることであるが、「ヤミ金融問題」を契機に制定され、平成16年1月に施行された資金業規制法及び出資法の一部改正法(いわゆる「ヤミ金融対策法」)は、その附則において、法施行後3年を目途に所要の検討を加え、必要な見直しを行うこととしており、特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲の拡大の是非についても上記「ヤミ金融対策法」の効果を見極めつつ、その見直しの状況等を踏まえて、慎重に判断する必要がある。</p> <p>以上のとおり、法務省及び金融庁としては、引き続き、中小企業や地方公共団体等への借主の範囲の拡大の是非について検討を行うこととしており、その結果、借主の範囲の拡大が必要であると判断された場合には、その対象について一括して改正措置を行う方針であるが、現時点では、検討の</p>		ZA090001	法務省 金融庁	コミットメント・ラインの対象企業の拡大	5029	5029A010	1	都銀懇話会	10	コミットメント・ラインの対象企業の拡大	<p>コミットメント・ライン契約(特定融資枠契約)は、既に制度が導入されている大企業等のみならず、中小企業や地方公共団体等にとっても有益な資金調達手段、経済的弱者保護という本法の当初の趣旨は首肯できるものの、現環境下においては、借主の範囲に中小企業等を一律に排除していることは適切ではない。また、地方公共団体・独立行政法人・国立大学法人等については、金融機関の優越的地位濫用は問題とならず、コミットメント・ライン契約を可能とすることによって、資金調達の多様化・安定化等に資すると考えられる</p>			
特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第1条の2第1項)、資本金が3億円を超える株式会社、特定債権等譲渡業者(特定債権等に係る事業の規制に関する法律第2条第5項)、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b		<p>法務省及び金融庁としては、特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲の拡大の是非について、関係府庁とも連携をとりながら、検討を重ねてきたところであるが、以下のとおり、今後も、引き続き検討を行うこととしている。</p> <p>すなわち、平成15年に実施した調査によれば、借主の範囲の拡大について、中小企業等の中にも積極的な見解があり、また、地方公共団体にはコミットメントライン契約を利用したいというニーズはほとんどなく、実際に平成13年改正で借主の範囲に追加された中堅企業の利用状況も低調であったという結果が出ており、これらの結果を併せて考えると、一定の融資枠が手数料なしに設定される当面貸付引等からの従来の借入方法に加えて、実際に融資を受けた場合の利息のほかにコミットメントライン契約に係る手数料が必要でコミットメントライン契約を利用したいという現実的なニーズが中小企業等の借主にどの程度あるのかを明確に見極めていく必要がある。また、経済的弱者である中小企業等に借主の範囲を拡大すれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料に利息制限法及び出資法の上乗金利規制が及ぶことになる結果、手数料負担に法的に不利益を蒙られるおそれがあることであるが、「ヤミ金融問題」を契機に制定され、平成16年1月に施行された資金業規制法及び出資法の一部改正法(いわゆる「ヤミ金融対策法」)は、その附則において、法施行後3年を目途に所要の検討を加え、必要な見直しを行うこととしており、特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲の拡大の是非についても上記「ヤミ金融対策法」の効果を見極めつつ、その見直しの状況等を踏まえて、慎重に判断する必要がある。</p> <p>以上のとおり、法務省及び金融庁としては、引き続き、中小企業や地方公共団体等への借主の範囲の拡大の是非について検討を行うこととしており、その結果、借主の範囲の拡大が必要であると判断された場合には、その対象について一括して改正措置を行う方針であるが、現時点では、検討の</p>		ZA090001	法務省 金融庁	コミットメントライン契約の適用対象企業の拡大	5032	5032A012	1	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	12	コミットメントライン契約の適用対象企業の拡大	<p>コミットメントライン契約(特例融資枠契約)の適用対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体や特別法で定められた地方公団等をその範囲に含める。</p>	<p>コミットメントライン契約(特例融資枠契約)の適用対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体や特別法で定められた地方公団等をその範囲に含める。</p>	継続	
特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第1条の2第1項)、資本金が3億円を超える株式会社、特定債権等譲渡業者(特定債権等に係る事業の規制に関する法律第2条第5項)、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b		<p>法務省及び金融庁としては、特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲の拡大の是非について、関係府庁とも連携をとりながら、検討を重ねてきたところであるが、以下のとおり、今後も、引き続き検討を行うこととしている。</p> <p>すなわち、平成15年に実施した調査によれば、借主の範囲の拡大について、中小企業等の中にも積極的な見解があり、また、地方公共団体にはコミットメントライン契約を利用したいというニーズはほとんどなく、実際に平成13年改正で借主の範囲に追加された中堅企業の利用状況も低調であったという結果が出ており、これらの結果を併せて考えると、一定の融資枠が手数料なしに設定される当面貸付引等からの従来の借入方法に加えて、実際に融資を受けた場合の利息のほかにコミットメントライン契約に係る手数料が必要でコミットメントライン契約を利用したいという現実的なニーズが中小企業等の借主にどの程度あるのかを明確に見極めていく必要がある。また、経済的弱者である中小企業等に借主の範囲を拡大すれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料に利息制限法及び出資法の上乗金利規制が及ぶことになる結果、手数料負担に法的に不利益を蒙られるおそれがあることであるが、「ヤミ金融問題」を契機に制定され、平成16年1月に施行された資金業規制法及び出資法の一部改正法(いわゆる「ヤミ金融対策法」)は、その附則において、法施行後3年を目途に所要の検討を加え、必要な見直しを行うこととしており、特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲の拡大の是非についても上記「ヤミ金融対策法」の効果を見極めつつ、その見直しの状況等を踏まえて、慎重に判断する必要がある。</p> <p>以上のとおり、法務省及び金融庁としては、引き続き、中小企業や地方公共団体等への借主の範囲の拡大の是非について検討を行うこととしており、その結果、借主の範囲の拡大が必要であると判断された場合には、その対象について一括して改正措置を行う方針であるが、現時点では、検討の</p>		ZA090001	法務省 金融庁	コミットメントライン契約の適用対象企業の拡大	5040	5040A011	1	社団法人全国信用組合中央協会	11	コミットメントライン契約の適用対象企業の拡大	<p>コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体や特別法で定められた地方公団等をその範囲に含めること。</p>	<p>コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、資金調達手段の多様化を図ることが必要である。</p>		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社(株式会社の監査等に関する商法の特別に関する法律第1条の2第1項)、資本金が3億円を超える株式会社、特定債権等譲渡業者(特定債権等に係る事業の規制に関する法律第2条第5項)、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b		法務省及び金融庁としては、特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲の拡大の是非について、関係省庁とも連携をとりながら、検討を重ねてきたところであるが、以下のとおり、今後、引き続き検討を行うこととしている。 すなわち、平成15年に実施した調査によれば、借主の範囲の拡大について、中小企業等の中にも積極的な見解があり、また、地方公共団体にはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズはほとんどなく、実際に平成13年改正で借主の範囲に加入された中堅企業の利用状況も低調であったという結果が出ており、これらの結果を併せて、一定の融資枠が手数料なしに設定される当座貸越取引等の従来の借入方法に加えて、実際に融資を受けた場合の利息のほかにコミットメントライン契約に係る手数料が必要となるコミットメントライン契約を利用したいという現実的なニーズが中小企業等の借主側にもどの程度あるかを慎重に見極めていく必要がある。また、経済的効果である中小企業等への借主の範囲を拡大すれば、中小企業等が締結するコミットメント契約に係る手数料に利息制限法及び出資法の上乗金利規制が及ばなくなる結果、手数料負担を合法的に軽減し、貸付に促進されるおそれがあることであるが、「ヤミ金融問題」を契機に制定され、平成14年1月に施行された資金業規制法及び出資法の一部改正法(いわゆる「ヤミ金融対策法」)は、その利用において、法施行後3年を目途に所要の検討を加え、必要な見直しを行うこととしており、特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲の拡大の是非についても、上記「ヤミ金融対策法」の効果を見極めつつ、その見直しの状況等を踏まえて、慎重に判断する必要がある。 以上のとおり、法務省及び金融庁としては、引き続き、中小企業や地方公共団体等への借主の範囲の拡大の是非について検討を行うこととしており、その結果、借主の範囲の拡大が必要であると判断された場合には、その対象について一括して改正措置を行う方針であるが、現時点では、検討の		ZA090001	法務省 金融庁	コミットメントライン契約適用対象先の拡大【新規】	5053	5053A136	1	(社)日本経済団体連合会	136	コミットメントライン契約適用対象先の拡大【新規】	コミットメントライン契約の適用対象先を拡大し、中小企業、地方公共団体、地方公社等とその範囲に含めるべきである。		コミットメントライン契約は、企業の資金繰りの安定化の観点から、極めて有効である。しかし、対象先が制限されていることにより、中小企業等の資金繰り安定化、効率化のニーズに対応できていない。	2001年6月の法改正により、それまで商法特例上の大会社に限定されていた対象企業に、資本の額が3億円を超える株式会社、証券取引法の規定による監査証明を受けなければならない株式会社等が加えられたが、資本金3億円以下の中小企業、地方公共団体等には認められていない。
特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社(株式会社の監査等に関する商法の特別に関する法律第1条の2第1項)、資本金が3億円を超える株式会社、特定債権等譲渡業者(特定債権等に係る事業の規制に関する法律第2条第5項)、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b		法務省及び金融庁としては、特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲の拡大の是非について、関係省庁とも連携をとりながら、検討を重ねてきたところであるが、以下のとおり、今後、引き続き検討を行うこととしている。 すなわち、平成15年に実施した調査によれば、借主の範囲の拡大について、中小企業等の中にも積極的な見解があり、また、地方公共団体にはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズはほとんどなく、実際に平成13年改正で借主の範囲に加入された中堅企業の利用状況も低調であったという結果が出ており、これらの結果を併せて、一定の融資枠が手数料なしに設定される当座貸越取引等の従来の借入方法に加えて、実際に融資を受けた場合の利息のほかにコミットメントライン契約に係る手数料が必要となるコミットメントライン契約を利用したいという現実的なニーズが中小企業等の借主側にもどの程度あるかを慎重に見極めていく必要がある。また、経済的効果である中小企業等への借主の範囲を拡大すれば、中小企業等が締結するコミットメント契約に係る手数料に利息制限法及び出資法の上乗金利規制が及ばなくなる結果、手数料負担を合法的に軽減し、貸付に促進されるおそれがあることであるが、「ヤミ金融問題」を契機に制定され、平成14年1月に施行された資金業規制法及び出資法の一部改正法(いわゆる「ヤミ金融対策法」)は、その利用において、法施行後3年を目途に所要の検討を加え、必要な見直しを行うこととしており、特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲の拡大の是非についても、上記「ヤミ金融対策法」の効果を見極めつつ、その見直しの状況等を踏まえて、慎重に判断する必要がある。 以上のとおり、法務省及び金融庁としては、引き続き、中小企業や地方公共団体等への借主の範囲の拡大の是非について検討を行うこととしており、その結果、借主の範囲の拡大が必要であると判断された場合には、その対象について一括して改正措置を行う方針であるが、現時点では、検討の		ZA090001	法務省 金融庁	コミットメントライン契約適用対象の拡大	5076	5076A005	1	社団法人第二地方銀行協会	5	コミットメントライン契約適用対象の拡大	コミットメントライン契約の適用対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下)のほか地方公共団体・特別法に定められた地方公社等を加える。		コミットメントライン契約は中小企業等にとっても有益な資金調達手段であり、借主の対象に中小企業等を追加し、資金調達手段の多様化を図ることが必要である。	
法務省においては、クレジットカード決済による支払業務は行っていない。		b		クレジットカード決済による支払が会計事務の簡素化と効率化に繋がるものであると判断できれば、その導入について検討することとしたい。		ZA090002	全省庁	省庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入【新規】	5053	5053A160	1	(社)日本経済団体連合会	160	省庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入【新規】	省庁における決済業務電子化の一環として、現在、経済産業省が実験的に導入している出張、会議開催などにおけるクレジットカードの活用を進め、コーポレートカードや購買カードの本格導入に向けた検討を進めるべきである。	省庁の決済業務において、民間事業者のノウハウを活用したクレジットカードや購買カードを活用することによって、業務の簡素化、コスト削減、会計の透明性向上などが期待される。	現在、経済産業省において、出張、会議開催用としてコーポレートカードが実験的に導入されている。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)	
	法務省においては、クレジットカード決済による支払業務は行っていない。	b		クレジットカード決済による支払が会計事務の簡素化と効率化に繋がるものであると判断できれば、その導入について検討することとしたい。		zA090002	全省庁	クレジットカード決済による支払業務	5096	5096A003	1	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	3	クレジットカード決済による支払業務	各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払でなく、クレジットカード支払を行うことに対する規制緩和(運用変更)をしていただきたい。	出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い、仮払・立替払や請求書払いなどの業務処理を各職員にクレジットカードを配布し、業務を効率化・簡素化する。	前改定案に対し御省より「出張に係る経費については、厚生労働省においても個人所有のカードをもって精算している事例はあるところである。要望の国が出張者に対してクレジットカードを交付し、そのカードで決済することは、使用にあたっての公私混同の問題、カード決済が出来ない経費(バス代等)についての事務の煩雑化などの問題があることから現状では困難であると考え、なお、物品購入については、支出負担行為及び支出の確認、支出に関する書類が必要ことから現行の法制度では困難である。」との回答をいただいた。 多くの省庁において既に実施済みであり問題が発生していないことから、公私混同や事務の煩雑化の問題はないものとする。物品購入についても現行制度内で既に実施している省庁もあることから、確認や書類の問題はクリア可能と考える。このため、御省においても導入をお願いしたい。		
	法務省においては、クレジットカード決済による支払業務は行っていない。	b		クレジットカード決済による支払が会計事務の簡素化と効率化に繋がるものであると判断できれば、その導入について検討することとしたい。		zA090002	全省庁	官公庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入	5103	5103B002	1	株式会社オーエムシーカード	2	官公庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入	官公庁の経費及び購買決済に関し、その簡素化、省力化、処理コストの削減、会計の透明性を図る目的で、電子化された支払インフラを導入するためにノウハウを有する民間業者がそのインフラを提供する		官公庁の一般経費及び購買決済に関し、その簡素化、処理コストの削減、会計の透明性を図ることに寄与できるクレジットカード決済の導入		
	法務省においては、クレジットカード決済による支払業務は行っていない。	b		クレジットカード決済による支払が会計事務の簡素化と効率化に繋がるものであると判断できれば、その導入について検討することとしたい。		zA090002	全省庁	公務員経費のカード決済	5109	5109B007	1	株式会社オリエントコーポレーション・オリファサービス債権回収株式会社	7	公務員経費のカード決済			事務の合理化	公務員等の出張その他の公務による代金を簡易な方法決済する	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
刑法第185条第186条 1 賭博をした者は、50万円以下の罰金または科料に処する(刑法第185条)。 2 常習として賭博をした者は、3年以下の懲役に処する(刑法第186条第1項)。 3 賭博場を開帳し、又は博徒を結合して利益を図った者は、3月以上5年以下の懲役に処する(刑法第186条第2項)。	カジノに係る行為は、刑法第185条・第186条に規定する罪の構成要件に該当しうる行為である。	b		b:全国規模で検討中 刑法第185条及び第186条は、社会の風俗を害する行為として規定されているところ、刑罰法規の基本法である刑法を改正して、カジノのみを刑法第185条及び第186条の構成要件から除外することはできない。カジノの特別立法については法務省が積極的に検討する主体ではないものの、いずれかの省庁において、カジノを法制化する法律を立案することになれば、その内容について、法務省が個別に、当該省庁との協議に応じる用意はある。		zA090003	警察庁、法務省	日本籍船でのカジノの自由化	5022	5022A006	1	社団法人日本船主協会	6	日本籍船でのカジノの自由化	日本籍船では現行刑法が適用されるため、公海上であってもカジノが禁止されているが、カジノの運営が非法とならないよう所用の法整備を行う。		国民への健全な娯楽を提供し、クルーズ客船事業の振興を図るため、日本籍船でのカジノの自由化を行うこと。	
民法第466条第2項	当事者が譲渡禁止の意思表示をした場合、指名債権の譲渡は禁止される。			法務省は、民事基本法を所管する立場から、信託業者等についての特別措置に関する所管府省による検討に協力を行う。	本件要望は、私人間における債権譲渡一般についての見直しではなく、譲受人が信託業者等一定の免許業者の場合に限定した特別措置の検討を求めたものであるから、当該業者を所管する府省において検討がされるものと承知しているが、その検討に対して必要な協力は行って参りたい。	zA090004	法務省 金融庁	債権流動化における債権譲渡禁止特約の対外効の制限	5029	5029A012	1	都銀懇話会	12	債権流動化における債権譲渡禁止特約の対外効の制限	売却債権等の一定の種類指名債権に限定し、かつ「信託業法」又は「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業者に対する信託が譲り受ける場合、特定目的会社及び「証券取引法施行令第17条の2第2項第3号及び同条第3項に規定する有価証券を定める内閣府令」に定める有価証券を発行する法人並びにそれに準ずる外国の法人が譲り受ける場合、金融機関(を除外)が譲り受ける場合に限り、譲渡禁止特約の対外効を制限する		譲受人を信託業者等一定の免許業者等に限定することにより、民法第466条第2項の目的は十分達成できる。現在の譲渡禁止特約の対外効は、原債権者に保護を与える手段としては過剰規制であり、逆に原債権者の資金調達を妨げる要因となっているなど弊害が多く、緩和されるべきである。一方で譲渡禁止特約つき債権も、最高裁判例で既に差押及び転付命令の対象と認められている点と照らし合わせれば、より広く原債権者の資金調達のために活用されるべきである。我が国の債権譲渡関連法制を国際的な趨勢に適合させることにより、我が国の債権流動化市場の拡大を図ることができる	
信託法第1条	信託法第1条が「他人ラシテ一定ノ目的ニ從ヒ財産ノ管理又ハ処分ヲ為サシムル」と規定しているため、委託者が自らを受託者とする信託宣言は、現行法上、認められていない。	b		現在、法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会(信託法部会)を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っているところである。要望内容である資産流動化に際しての信託宣言の許容については、法制審議会信託法部会において、信託法の見直しに関する検討課題に挙げられており、具体的な調査審議を行っている。現時点では検討の方向性は未定であるが、法制審議会信託法部会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定である。		zA090005	金融庁 法務省	資産流動化に際しての信託宣言の許容	5029	5029A013	1	都銀懇話会	13	資産流動化に際しての信託宣言の許容	信託法第1条に第2項を新設し、「別途法律に定めのある場合においては自己を一定の目的に従い財産の管理又は処分を為さしむることを得」と規定する		貸出債権等の流動化における債務者の抵抗感の払拭により、貸出債権等の流動化の促進が期待でき、金融市場の活性化に資する	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条~3条	債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている。	b		全国サービス協会等を通じてのサービス各社及び経済界からのサービスの活動範囲に関するニーズを把握し、関係団体等と具体的な改正内容に係る意見の調整を行っているところであって、現段階で、サービス法の改正についての具体的な方向性及び時期を示すことは困難である。		zA090006	法務省	ファクタリング業務に係る規制緩和	5029	5029A018	1	都銀懇話会	18	ファクタリング業務に係る規制緩和	債権管理回収業に関する特別措置法(サービス法)第2条に定める「特定金銭債権」の15号関係(ファクタリング債権関係)に、保証ファクタリング業務の保証履行債権を加える		ファクタリング業務は、都市銀行では関連ファクタリング会社を通じて提供されており、近年は、一括決済方式などを通じて、喫緊の課題である中小企業金融の円滑化にも貢献。ファクタリング会社が取扱う保証ファクタリング業務の保証履行債権が特定金銭債権に含まれるれば、ファクタリング会社の保証サービス業務が拡大し、更なる中小企業金融の円滑化に資するとともに、中小企業の回収業務の効率化(回収業務のアウトソーシング)が一層促進される	
出入国管理及び難民認定法別表第1	本邦に在留する外国人は、入管法別表第1の上覧の在留資格をもって在留するものとし、その在留資格に応じて活動内容が定められている。	c		具体的にどの分野での受入れを要望しているのか不明であるため、対応策を記述することは困難であるが、外国人労働者の受入れについては、高度人材を始めとする専門的・技術的分野における外国人労働者の一層の受入れ促進が求められている一方、いわゆる単純労働者についての受入れについては、我が国における経済、社会及び国民生活に与える影響等を勘案しつつ慎重に対応するとの政府方針に則って検討していく必要がある。 なお、外国人労働者の受入れにおいて人数管理を行っている事実はない。		zA090007	外務省 厚生労働省 法務省 警察庁	中国を始め東南アジアからのサービス産業従業員の人口規制緩和	5034	5034A015	1	(社)関西経済連合会	15	中国を始め東南アジアからのサービス産業従業員の人口規制緩和	現在フードサービス業に従事する人口は400万人を超える状況ですが、特に若者がIT関連分野に転職するものも多く、全体的に人手不足であり、今後の少子化を含め重要な問題である。就労査証の発給緩和を求める。		調理分野・サービス分野の労働者の人口管理規制を緩和して欲しい。	
出入国管理及び難民認定法第6条	本邦に在留する外国人は、入管法別表第1の上覧の在留資格をもって在留するものとし、その在留資格に応じて活動内容が定められている。	c		査証の免除については、国際約束若しくは日本国政府が外国政府に対して行った通告により行うこととされており、外交上、治安上及び出入国管理上の問題点を踏まえつつ、総合的に検討する必要がある。		zA090008	就労査証の発給緩和：外務省 法務省 厚生労働省 警察庁	ワーキングビザ及び観光ビザ発給の緩和	5034	5034A016	2	(社)関西経済連合会	16	ワーキングビザ及び観光ビザ発給の緩和	ワーカー不足傾向は明らかであり、FTA結みの対フィリピンワーカーへのワーキングビザ発給等の緩和が望まれる。又、中国人に対するビザ発給も実質的に様々な規制があり取引に支障がある。		要望内容の通り	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
(不動産登記) 不動産登記法附則第3条第1項及び第2項、不動産登記令第7条第1項第6号、別表の56の項の添付情報欄口ほか (商業・法人登記) 商業登記法第19条の2、第56条第1項、第67条第1項3号、第68条第1項2号、第89条の3第1項3号、第89条の4第1項1号、第89条の7第1項3号等 商業登記規則第102条	(不動産登記) 前の登記に他の登記所の管轄区域内にある不動産に関するものがある場合の追加担保の場合等には、添付情報として当該前の登記に関する登記事項証明書が必要である。 (商業・法人登記) 支店所在地における登記等の申請の際、登記事項証明書の添付を要する。			登記の申請は、登記を受ける者の負担(受益者負担)により行うことを原則としており、申請の際に提出する証明書等についても申請人が提出すべきものであるため、登記済みの事項に関する証明書の提出の省略を認めることは相当でない。オンラインにより登記申請する場合には、申請人は、登記情報提供サービスの照会番号情報を送信することにより、登記事項証明書の提供に代えることができることとしている。		zA090009	法務省	登記手続き電子化と証明書類貼付の省略	5034	5034A028	1	(社)関西経済連合会	28	登記手続き電子化と証明書類貼付の省略	登記手続きの電子化は既に行なわれているところであるが、これを早期に完了させ、その上で登記済みの事項に関する証明書の提出を省略できるようにする。		電子化が完了すれば全国のどの法務局の情報でも瞬時に検索できるので、その証明書を申請者が提出することは無駄であるため	
刑法第185条第186条 1 賭博をした者は、50万円以下の罰金または料料に処する(刑法第185条)。 2 常習として賭博をした者は、3年以下の懲役に処する(刑法第186条第1項)。 3 賭博場を開帳し、又は博徒を結合して利益を図った者は、3年以上5年以下の懲役に処する(刑法第186条第2項)。	カジノに係る行為は、刑法第185条・第186条に規定する罪の構成要件に該当しうる行為である。			b:全国規模で検討中 刑法第185条及び第186条は、社会の風俗を害する行為として規定されているところ、刑罰法規の基本法である刑法を改正して、カジノのみを刑法第185条及び第186条の構成要件から外すことはできない。カジノの特別立法については法務省が積極的に検討する主体ではないものの、いずれかの省庁において、カジノを法制化する法律を立案することとなれば、その内容について、法務省が個別に、当該省庁との協議に応じる用意はある。		zA090010	警察庁 法務省	カジノ実現に必要な法整備	5048	5048A008	1	東京都	8	カジノ実現に必要な法整備	・カジノを実現するために、必要な法整備を行うこと。 ・その際に、地域の実情に即したカジノ運営を可能にする(みとするなど、地方自治体の意向を十分踏まえるよう留意すること。	カジノ開設	・カジノは、有力な観光資源であり、新たなゲーミング産業として、経済波及効果や雇用創出効果が大いに期待できる。 ・カジノは、現行法では、刑法の賭博および富くじに関する罪で規制されており実施することができない。	
出入国管理及び難民認定法第6条	本邦に上陸しようとする外国人は、有効な旅券で日本国領事館等の査証を受けたものを所持しなければならないが、国際約束等により査証を必要としない場合については、不要とする。			査証発給の緩和については、外交上、治安上及び出入国管理上の問題点を踏まえつつ、総合的に検討する必要がある。特に台湾については、我が国は、台湾を国又は政府として扱っていないことから、入管法第6条1項但書を根拠として査証の免除を行うには、入管法の改正が必要である。		zA090011	警察庁 法務省 (韓国・台湾に対する短期滞在査証免除の恒久化)	外国人旅行者に対する査証手続きの緩和	5048	5048A009	2	東京都	9	外国人旅行者に対する査証手続きの緩和	・観光目的で来訪する旅行者に対しては、一定条件(出入国管理及び難民認定法別表第一に掲げる「短期滞在」の場合、往復予約済航空券を所持している場合等)の下での査証の免除を行うこと。 ・慶和万博期間中における、韓国及び台湾から観光目的で来訪する旅行者に対する一時的な査証免除については、期間終了後も継続し、将来的にはその恒久化を図ること。		日本を訪れる外国人旅行者は、日本人海外旅行者の4分の1に過ぎなかったという状況に対し、都は、千客万来の世界都市・東京の実現を目指して、「東京都観光産業振興プラン」を策定し、外国人旅行者を増加させるための具体的な施策を展開している。今後、外国人旅行者数の拡大を図るためには、不便を来している現在の査証制度を改善することが必要である。韓国、台湾に対する短期滞在査証免除の恒常化を求める。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
		b		バイオメトリクスを活用した出入国管理体制の構築は、テロリスト、犯罪者あるいは退去強制を有する者の入国を厳格に阻止する手段として極めて有効であることから、法的整備等を行っていくこととするなど、早期の実現に向けて必要な準備を進めているところである。また、現在においても全国の空港に配備している高性能の偽変造文書鑑識機器等を活用して、偽変造文書を使用した不法入国事案等の発見に努め、強力な水際対策を推進しているところである。		zA090012	法務省 警察庁 外務省	来日外国人・組織犯罪の防止	5048	5048A010	1	東京都	10	来日外国人・組織犯罪の防止	在留資格審査の一層の厳格化を図るとともに、既にアメリカで実施されているバイオメトリクス(生体認証技術)を活用した入国審査の実施など、早期に入国審査を厳格化すること。	退去強制した不法滞在者の水際の再入国阻止などによる来日外国人犯罪の抑止	・出入国管理法の改正により、在留資格取消制度の創設や不法残留者の罰金額引上げが行われ、不法滞在者に對する取締りは一定の措置が講じられた。 ・また、バイオメトリクスを含めた入国審査の厳格化についても、平成18年の通常国会に法案を提出する方向で検討中とのことであり、一定の評価はできる。 ・しかしながら、不法入国の手法が、より悪質巧妙化している状況下、一日も早い入国審査の厳格化を求める。	
出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(法務省告示第141号)	研修及び技能実習併せて最長3年とされている。 技能実習の対象職種は、62職種114作業となっている。	b		について 研修制度については、関係省庁とも連携して受入れ企業に係る基準等を含めた制度自体の見直しを行っていくこととしているが、研修生の受入れを巡る問題が多発していることから、まずは現行制度の適正化を図っていくことが必要であり、入国数や滞在期間の緩和と是非についての検討を行うことは時期尚早と考える。 について 多能工については、一定レベル以上の複数の能力を身に付ける必要があると思われるが、そのような形態の受入れはそもそも滞在期間の長期化を伴うものと考えられることから検討は困難である。 また、技能実習制度は、研修で修得した技術等をさらに高めるために、雇用関係の下で実習を行うものであり、3年程度の期間が必要であれば研修から技能実習に移行すべきものである。		zA090013	法務省 警察庁 厚生労働省 外務省	外国人研修・技能実習制度の見直し(1)	5053	5053A032	1	(社)日本経済団体連合会	32	外国人研修・技能実習制度の見直し(1)	過去数年に亘り研修生・技能実習生の受け入れ実績があり、かつ不正行為等適正な運営を行なっている企業を優良事業者として認定し、一定の要件のもと、最長期間を5年に延長し、受け入れ人数枠を緩和するべきである。現地の技能者を多能工として育成する必要性が生じていることから、企業単独型であれば技能実習移行職種の認定を簡略化し、その組み合わせ実習も可能にするなど、企業実態にあわせて現行制度を柔軟に見直すべきである。もしくは、海外現地法人の初級現場監督者クラスの人材が日本国内で長期間(3年前後)の実務研修を行なうことを可能とするよう在留資格を整備すべきである。	今日の急速なグローバル化の進展と技術や業務運営の革新・複雑化に鑑み、より多くの外国人が長期間、日本国内で実務研修を行なう必要性が生じている。また、現地法人の現場スタッフを多能工として日本国内で育成するケースもあるが、現行制度は単一の職種という考え方が強く、多能工には対応できていない。技能実習によって身につけた単一の技能では、帰国後、現地法人で活かすことができず、指導的な職務につくことができないとも考えられる。結果的に発展途上国への技術移転という制度の趣旨に則った活動が行えない。第3次出入国管理基本計画(2005年3月)では、「問題の少ない企業単独型研修は企業活動の変化等に応じた基準緩和を検討し、技能実習の対象職種も幅広く見直し(1)」とされており、見直しの際には上記の観点も考慮に入れるべきである。企業のグローバル展開によって現地スタッフの育成方法も多様化しており、そうした動きに研修・技能実習制度が対応できなければ、在留資格の改定、創設も含めて検討すべきである。	外国人研修・技能実習生制度については、財団法人国際研修協力機構(JITCO)が中心となり、「技能実習制度推進事業運営基本方針」に沿って運営されている。研修期間は技能実習と合わせて最長3年、受け入れ人数は当該受け入れ企業の常勤従業員数の5%(中小企業特例あり)となっており、技能実習移行対象職種は62職種114作業に限定されている。技能実習を行なう際、当該職種の作業はJITCOの指針により全労働時間の6割以上でなければならぬ。	
出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針	研修及び技能実習併せて最長3年とされている。 技能実習の対象職種は、62職種114作業となっている。 在留資格「研修」については、就労は認められていない。	c		について 研修制度については、関係省庁とも連携して受入れ企業に係る基準等を含めた制度自体の見直しを行っていくこととしているが、研修生の受入れを巡る問題が多発していることから、まずは現行制度の適正化を図っていくこととしている。 について 対象技能等については、公的評価制度に基づき客観的に評価できるものであって、かつ、送出国のニーズに合致するものであることが必要である。したがって、技能検定制度が整備されるか、又は評価制度が整備され、国際研修協力機構の認定を受ければ対象職種とするは可能である。 について 研修・技能実習制度は、我が国において修得した技術等を本国内で生かすという技能移転を目的とした制度であり、研修・技能実習生に対してそのまま就労することを認めることは、当該制度の趣旨にも反するものであり、困難である。		zA090014	法務省 警察庁 厚生労働省 外務省	外国人研修・技能実習制度の見直し(2)【新規】	5053	5053A033	1	(社)日本経済団体連合会	33	外国人研修・技能実習制度の見直し(2)【新規】	外国人技能実習制度に関する在留資格の創設等 同制度における非実務研修、実務研修、技能実習の期間等について柔軟性を確保すべく、「技能実習」を前提として在留する外国人については、在留期間を通じた新たな在留資格を創設すべきである(例えば、新たな在留資格の下では、半年の研修と2年半の技能実習や母国で一定の研修を終了した場合には更なる研修期間の短縮と技能実習期間の長期化を可能とする)。 技能実習の対象職種の拡大 技能実習の対象職種は、現在、その大半が製造業に係る職種であるが、サービス業を含め開発途上国等に高いニーズがあり、わが国において優れた知見・技術が蓄積されている分野等(例えばチェーン展開されている各種サービス事業等)について対象職種を拡大すべきである。 受入企業・技能実習生双方のニーズに基づく在留資格の変更	(具体的内容 右下の続き) 研修・技能実習生の中には、研修・技能実習で得た技能を母国において活かすのみならず、将来的にわが国経済社会の発展にも活かしたいと希望する者もあり、受入側にも担い手として引き続きの滞在を希望する者は少なくない。そこで、わが国の産業競争力、地域経済、国民生活の維持・強化に必要な分野について、特に高度な技能等を併せて行う必要がある。なお、インドネシアEPAの協議において、インドネシア側からも、同制度の見直しについて、研修期間における待遇の改善、技能実習対象業種の拡大、実習後の就労等への要望が寄せられている。	現行の研修・技能実習制度は、1年間の「研修(非実務研修及び実務研修)」「生活実習」と2年間の「技能実習」(労働の対価として賃金を支給)の最長3年間で構成される。「技能実習」の対象職種は、技能検定制等の対象となる62職種114作業に限定されている。また、技能実習終了後の就労は認められていない。2005年3月29日に策定された「第三次出入国管理基本計画」では、同制度の見直しとして、技能実習に係る在留資格の創設や実務研修中における法的保護の在り方、国際貢献に資する観点からの技能実習の対象職種の幅広い見直し、等が指摘されている。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
不動産登記法第60条	権利に関する登記は、登記権利者と登記義務者が共同して申請することが原則とされている。	c		権利に関する登記については、権利変動の当事者が共同して登記を申請しなければならないとすることにより、登記の真正を保持し、虚偽登記の発生を防止しているから、地役権の抹消の登記についても、登記権利者と登記義務者が共同して申請する必要がある。		ZA090015	法務省	「地役権の登記の抹消」の申請における共同申請主義の見直し[新規]	5053	5053A094	1	(社)日本経済団体連合会	94	「地役権の登記の抹消」の申請における共同申請主義の見直し[新規]	不動産登記法第60条を改正し、地役権の抹消登記について、地役権者と地役権設定者の共同申請ではなく、登記義務者である地役権者単独でも申請できるようにすべきである。		権利に関する登記の申請については、不動産登記法第60条により共同して申請することが原則となっており、地役権の登記の抹消に係る申請についても、登記義務者たる地役権者と、登記権利者たる土地所有者とが共同して申請することとなっている。(実際、申請書類上も当事者双方の住所、氏名が記載と、押印が必要とされている)	
建物の区分所有等に関する法律第17条第1項	共用部分の変更は、その形状又は効用の著しい変更を伴うものに限る。区分所有者及び議決権の各4分の3以上の多数による集会の決議で決するものとされている。	c		区分所有法第17条第1項は平成14年に改正され、共用部分の変更については、共用部分の形状又は効用に著しい変更を伴うものに限る。区分所有者及び議決権の各4分の3以上の多数による集会の決議を要するものとされている。そして、このような著しい変更を伴わない共用部分の変更については、区分所有法第18条第1項の「共用部分の管理に関する事項」として、同法第39条第1項により、区分所有者及び議決権の各過半数で決することが可能である。本要望にある、店舗のリニューアルでファザード部分に変更を加える改修工事は、その具体的な内容にもよるが、通常は、建物の基本的構造部分を取り壊すなどの著しい加工を伴うものではないことから、共用部分の形状等の著しい変更に当たらず、現行法の下において、過半数の決議によって実施可能であると考えられる。法務省としては、平成14年に改正された区分所有法第17条の改正の趣旨等について、関係団体等に対する説明会の機会や各種出版物を通じて広報を行ったこととあり、今後とも、その周知徹底に努めていきたいと考えているが、「共用部分の形状又は効用の著しい変更」に該当するか否かは、変更を加える箇所及び範囲、変更の態様及び程度等を総合して、個別・具体的に判断されるものであることから、法務省においては通達の発出等は予定していない。		ZA090016	法務省	複合分譲マンションにおける商業店舗の改修工事の要件緩和	5053	5053A095	1	(社)日本経済団体連合会	95	複合分譲マンションにおける商業店舗の改修工事の要件緩和	通達等を発布し、「形状又は効用の著しい変更」の定義を明確化すべきである。特に、店舗のリニューアル等でファザード部分等に変更を加える場合、どのような変更が「形状又は効用の著しい変更」に該当するののかについて明示すべきである。		建物の区分所有等に関する法律第17条は、建物の共用部分の変更について、その形状又は効用の著しい変更を伴わないものに限る。区分所有者及び議決権の各4分の3以上の多数による集会の決議が必要としている。この点に照し、「形状又は効用の著しい変更」の定義が不明確なため、分譲マンション内の商業店舗がファザード部分等の変更を行う場合、建物の構造に影響を与えないものであっても、共用部分に変更を加えたとして、区分所有者及び議決権の各4分の3以上の多数による集会の決議が必要となる場合がある。	
良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法附則第3条 借地借家法第38条第2項・第5項	定期借家制度導入前に締結された居住用普通借家契約については、当事者の合意に基づく定期借家契約への切替えが、当分の間、禁止されている。定期借家契約を締結する際には、賃貸人は、あらかじめ、賃借人に対し、契約の更新がなく、期間の満了により契約が終了する旨を記載した書面を交付して説明しなければならず、この説明を怠った場合には契約の更新がないとする特約は無効となる。床面積が2.0平方メートル未満の居住用建物の定期借家契約については、転勤・療養、親族の介護等のやむを得ない事情により、建物を生活の本拠として使用することが困難となった場合には、賃借人に中途解約が認められており、この中途解約を排除する特約は無効となる。	b		本要望に関しては、平成15年7月以降、与党議員による、法改正に向けた具体的な検討が進められており、法務省においても必要な協力等を行っているところである。与党議員による検討作業は、法務省から「借家契約の正当事由に関する裁判例調査」の結果を、国土交通省から「定期借家制度実態調査」の結果をそれぞれ聴取し、また、業界団体、借地借家人関係団体、経済団体、学識経験者等から幅広いヒアリングを行うなどした上で、議員が各検討事項についての検討を行うという形で進められているものと承知している。		ZA090017	法務省	定期借家制度の見直し	5053	5053A100	1	(社)日本経済団体連合会	100	定期借家制度の見直し	既存の借家契約を定期借家に切り替えることが出来ないことが定期借家制度普及のネックとなっている。契約上定期借家である旨明記されていれば十分であり、別途書面交付・説明の義務を廃止すべきである。床面積200㎡未満の居住用建物の借家人の中途解約権を見直すべきである。		定期借家制度導入前に締結された賃貸住宅契約は、当分の間定期賃貸住宅契約への切替えが認められない(良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法附則第3条)。定期借家契約に際しては、契約の更新がなく、期間の満了とともに契約が終了する旨契約書とは別に書面を交付の上説明しなくてはならない(借地借家法38条2項)。床面積200㎡未満の居住用建物の借家人は、当該住居がやむを得ない事情により生活の本拠とできなくなった場合、特約がなくても中途解約できる(借地借家法38条5項)。	



該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
	法務省が民間機関と締結する物品の購入や賃貸借の契約については、債権譲渡禁止特約の条項が盛り込まれている。ただし、信用保証協会及び金融機関に対する売掛債権の譲渡については解除されている。	b		債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約の拡大(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)については、実施の可否を引き続き検討することとしたい。		ZA090018	全庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る譲渡禁止特約の解除	5053	5053A143	1	(社)日本経済団体連合会	143	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る譲渡禁止特約の解除	各省庁・地方自治体向け金銭債権につき、速やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各省庁共通のルール・譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする。事前承認手続を大幅に簡素化する。債権譲渡に対する取扱を統一することを求めることが求められる。地方公共団体に同じような取扱いが求められる。	資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が障害となっている。債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各省庁・地方自治体が共通ルールの下で着実に取り組むことが求められる。	国の機関及び地方自治体向け金銭債権については、譲渡禁止特約が付されていることが多く、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。近年、一部の省庁においては事前に承認を得ることにより譲渡を認めたり、特定の譲渡先については債権譲渡禁止特約適用の例外とする等、企業における売掛債権を活用した資金調達の支援・促進が図られている。しかし、省庁による対応のバラツキ、事前承認手続の煩雑さ、不透明さ等の問題が残されている。	
信託法第58条	信託法第58条は、受益者が信託利益の全部を享受する場合、かつ、やむをえない事情があるときは、受益者又は利害関係人の請求により、裁判所が信託を解除できる旨規定している。	b		現在、法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会(信託法部会)を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを目的として作業を行っているところである。信託法第58条の見直しについては、法制審議会信託法部会において、信託法の見直しに関する検討課題に挙げられて、具体的な調査審議を行っている。現時点では検討の方向性は未定であるが、法制審議会信託法部会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定である。		ZA090019	金融庁 法務省	特定持分信託の信託法第58条からの適用除外	5053	5053A147	1	(社)日本経済団体連合会	147	特定持分信託の信託法第58条からの適用除外	資産流動化法の特定持分信託に関わる法文において、信託法第58条の適用が除外されることを明らかにするが、あるいは、当局による解釈を明確にすべきである。	実務上、信託法第58条の適用を避けるために、あえて受益者を複数にせざるを得ない場合も多く、従ってスキームを複雑化させ、不要なコストを増加させている。	資産流動化法の特定持分信託は、その制度趣旨上、投資家が不測の損害を被ることを予防する観点から、信託契約を解除できないものとするのが求められ、法文上も「委託者または受益者が、信託期間中に解除を行わないこと」という条件を付すことが求められている。しかし、信託契約書にこのような条項を入れたとしても、裁判所による信託の解除命令を規定した信託法第58条の適用があるのかどうかは明らかでなく、制度趣旨が十分に活かされていない。弁護士の中には、信託法第58条の適用によって信託の解除が可能とする意見があり、格付けの評価が難しくなっている。政府の「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(2005年3月)によれば、「SPC法の特定持分信託に関して、信託法第58条の特例を設けることについて検討し結論を得る。」とされている。	
出入国管理及び難民認定法第2条の2、別表第一		b		我が国企業と海外の企業との共同研究・開発等を行うために本邦へ長期出張する、海外の企業に所属する専門的・技術的分野の外国人の受入れについては、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成16年)・平成17年3月25日閣議決定に従って、検討を行っている。		ZA090020	法務省 厚生労働省 警察庁 外務省	外国企業との契約に基づく専門的・技術的分野の外国人受入れに係る在留資格の早期整備	5053	5053A214	1	(社)日本経済団体連合会	214	外国企業との契約に基づく専門的・技術的分野の外国人受入れに係る在留資格の早期整備	政府は上記閣議決定に従い、極力早期に必要な在留資格を整備すべきである。その際、事業活動の実態を反映した現実的かつ柔軟な要件設定を行い、わが国企業、外国企業ともに過度な負担を課することのないようにすべきであり、在留期間について極力長期なものとするほか、仮に労働基準関連法令等の適用に関わる措置が必要とされる場合には、(1)1名で来日する場合にはその者を管理者とみなす、もしくは受入企業の社員に管理業務を認めること。(2)各種手続において処分性を伴った行為を介在させないこと。(3)届出書類を極力簡素なものとする。(4)業務独占資格者の介在を不要化すること。(5)労災等への保護措置の柔軟性を確保すること等が重要である。	近年、わが国企業の更なる国際競争力強化に向けて、共同研究・開発、マーケティングやシステム開発のアウトソーシング化等、国境を越えた様々な協力や事業再編等が増えている中、これら外国人を受入れるための制度の整備が強く求められている。しかし、現状では、外国企業がわが国に本店、支店、その他の事業所を有しない場合には、在留資格「企業内転勤」に該当せず、また、わが国企業と当該外国人の間に契約が存しない場合には、在留資格「技術」「人文知識・国際業務」を受け、「我が国企業と海外の企業との共同研究・開発等を行うために受入れる海外の企業に所属する専門的・技術的分野の外国人が長期的に在留できるよう、国内法制との整合性に留意しつつ、早急に検討し、結論を得る。」(平成17年度検討・結論)とされた。	わが国企業と、わが国に本店、支店、その他の事業所がない外国企業とが一定の契約を締結し、同契約を履行するため当該外国企業に属する専門的・技術的分野の外国人を一定期間わが国に受入れる必要性が高まっているが、このような高度人材がわが国に滞在し必要な業務を行うための在留資格が整備されていない。2005年3月25日の閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」では、当会の昨年度の要望を受け、「我が国企業と海外の企業との共同研究・開発等を行うために受入れる海外の企業に所属する専門的・技術的分野の外国人が長期的に在留できるよう、国内法制との整合性に留意しつつ、早急に検討し、結論を得る。」(平成17年度検討・結論)とされた。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
出入国管理及び難民認定法第2条の2、別表第一	介護労働者に係る在留資格は設けられていない。	c		未だ日比EPAの下での枠組を構築中であるところ、これがどのように機能するのか評価できない段階である状況において介護に係る在留資格の創設等を行うことは困難である。まずは、日比EPAの大筋合意を受けて、その円滑な実施を図っていくことが重要である。		ZA090021	法務省 厚生労働省 警察庁 外務省	外国人の介護分野での在留資格の整備【一部新規】	5053	5053A215	1	(社)日本経済団体連合会	215	外国人の介護分野での在留資格の整備【一部新規】	介護福祉士の資格取得者や外国における隣接職種の資格者で一定の日本語能力を有する者等については、当該分野に関わる新たな在留資格を設け、わが国における介護分野での就労を認めるべきである。更には、日本の国家資格を取得するための準備活動の一環として、一定の日本語能力を有する者がホームヘルパー等の公的資格を取得してわが国で就労することを認めるとともに、これら資格を母国で取得できるよう厚生労働大臣等が指定した介護福祉士養成施設や訪問介護員養成研修事業者が日本語教育ならびに日本と同様の課程を実施する分校を海外で設置できる制度を設けることを検討すべきである。		介護は、少子化・高齢化が進む中、将来的に労働力不足が深刻化すると予想される分野であり、わが国の介護サービスの維持・充実の観点から、諸外国より優秀な人材を受け入れることが重要である。今回の日比合意は、とりわけこれまで専門的・技術的分野とみなされていなかった介護分野での外国人の就労の途が開かれた点で、その第一歩として評価できる。しかし、わが国の介護サービスの維持・充実の観点から、EPA交渉において合意した場面に限らず、同分野での外国人受け入れの一層の促進に取り組むべきである。	2004年11月に日比経済連携協定が大筋合意に達したことにより、一定の要件を満たすフィリピン人の介護福祉士候補者の入国を認め、日本語等の研修修了後、日本の国家資格を取得するための準備活動の一環としての就労(滞在期間の上限4年)や、国家試験を受験後、国家資格取得者は介護福祉士として引き続き就労することが認められることとなった。同時に、日本語の研修修了後、課程を修了した者に介護福祉士の国家資格が付与されることとなる日本国内の養成施設へ入学する枠組も設けられることとなった。しかし、具体的な受入れ人数については、日本側がフィリピン側と相談して決めるとされ、与えられる在留資格も「特定活動」と暫定的な対応となっている。また、他の外国人については、たとえ介護福祉士の国家資格等を取得しても、介護分野での就労を目的とした入国は認められていない。
出入国管理及び難民認定法第2条の2、別表第一	在留資格「人文知識・国際業務」、「技術」、「投資・経営」については、在留期間は最長3年となっている。	b(一部)c		在留期間を延長しても不法就労等の問題を発生させない仕組みを確立することを前提として、高度人材の在留期間につき伸長を図っていくとともに、併せて高度人材に含まれていない専門的・技術的分野の在留資格に係る在留期間の伸長についても検討を行っている。なお、労働基準法上の有期労働契約の期間と在留期間はそもそもその設定の目的を異にしており、両制度の整合性を取る必要はない。		ZA090022	法務省 警察庁 外務省	高度人材に対する在留期間の長期化【新規】	5053	5053A216	1	(社)日本経済団体連合会	216	高度人材に対する在留期間の長期化【新規】	わが国経済社会の様々な分野で活躍する(あるいは活躍が期待されている)「高度人材」の受入れをより一層促進すべく、わが国で長期的かつ安定的に就労することを望む「高度人材」にとって阻害要因となっている最長3年の在留期間について、例えば在留資格「人文知識・国際業務」、「技術」、「投資・経営」等、総じて専門性が高く不法滞在者も少ない分野の人材(いわゆる「高度人材」)については、在留期間を5年に伸張するべきである。同時に、労働基準法の改正により2004年度から高度専門知識を有する者の有期労働契約期間が5年に延長されたこと等も踏まえ、これら高度専門知識を有する外国人が5年の有期労働契約を締結しわが国で就労する際には、その期間に合わせて在留期間を設定すべきである。		2005年3月29日に策定された「第三次出入国管理基本計画」では、専門的・技術的分野の外国人を積極的に受け入れる姿勢を引き続き示し、「経済・文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、1回の許可でより長期間の在留期間を決定することとし、安定的に我が国で活動しやすい方策を構築する必要性が指摘されている」として、「在留期間を伸長しても不法就労等の問題を発生させない仕組みを確立することを前提に、高度人材の在留期間の伸長を図っていく。また、併せて高度人材に含まれない専門的・技術的分野の在留資格に係る在留期間の伸長についても検討していく」としている。専門的・技術的分野の中でも、上記の在留資格「投資・経営」等の「高度人材」については、現行の在留期間(3年又は1年)終了までに更新の手続きを行う制度に代えて、一定の報告義務等を課し資格外活動等を行っていないことを証明すること等の手続きを導入することにより、不法就労等の問題の発生を防止することができる一方で、問題のない「高度人材」の身分の安定性は大きく高まる。	出入国管理及び難民認定法では、現在、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。
出入国管理及び難民認定法第2条の2、別表第一	在留資格「技能」は、産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動とされている。	c(一部)b		在留資格「技能」は、産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動とされている。～については、詳細が判然としなが、その活動内容が現行の「人文知識・国際業務」、「技術」等に該当する場合には受入れ可能であり、他方、これらの在留資格に相当するレベルに満たないものである場合には受入れは困難である。については、そもそも技能実習制度の趣旨に反することから、措置することは困難である。また、「企業内転勤」の在留資格をもって行う自然科学分野や人文・社会学分野における知識等を要する活動とはその性質が全く異なるものであることから、「企業内転勤」の活動に、「技能」の活動を含めることは困難である。		ZA090023	法務省 警察庁 厚生労働省 外務省	専門的・技術的分野の外国人労働者の範囲の見直し【新規】	5053	5053A217	1	(社)日本経済団体連合会	217	専門的・技術的分野の外国人労働者の範囲の見直し【新規】	現在では専門的・技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受入れについては、内閣に必要な体制を整備し、政府全体として結論を先送りすることのないよう期限を明確にした上で可及的速やかに検討を進めていくべきである。当面、例えば「技能」の在留資格で認められる活動として、入管法別表第一に定められている「産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動」をより広く解釈して基準命令を見直すとともに実務経験要件を緩和すること等により、わが国の産業競争力・地域経済、ならびに国民生活の維持・強化の観点から必要な外国人受入れを推進すべきである。同時に、「企業内転勤」の在留資格についても、上記見直しを進めつつ、現在認められている「技術」又は「人文知識・国際業務」に加え、「技能」の在留資格に該当する活動を適用する方向で検討すべきである。		現在、就労を目的とする在留資格として出入国管理及び難民認定法で定められているのは、「投資・経営」、「研究・技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「技能」等の14資格。「外交」、「公用」を除くであり、このうち、主として活動の中で必要とされる各資格の具体的な要件は、出入国管理及び難民認定法第11条(第1)号の職業を定める条項にて定められている。2005年3月29日に策定された「第三次出入国管理基本計画」では、専門的・技術的分野の外国人を積極的に受け入れを奨励する旨を示し、現行の在留資格や上陸許可基準に該当しないものの、専門的・技術的分野に該当するものについては、経済・社会の変化に応じ、産業及び国民生活に与える影響等を勘案しつつ、在留資格や上陸許可基準の整備を行い、積極的な受入れを進めていくと指摘することにも、「受入れに併せてプラスとマイナスの両面を一分別しつつ、現在では専門的・技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受入れについて審議を検討していく」としている。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
出入国管理及び難民認定法第6条	本邦に上陸しようとする外国人は、有効な旅券で日本国領事館等の査証を受けたものを所持しなければならないが、国際約束等により査証を必要としない場合については、不要とする。			査証の免除については、国際約束若しくは日本国政府が外国政府に対して行った通告により行うこととされており、外交上、治安上及び出入国管理上の課題を踏まえつつ、総合的に検討する必要がある。		ZA090024	外務省 法務省	台湾修学旅行者等への査証の免除(新規)	5053	5053A219	1	(社)日本経済団体連合会	219	台湾修学旅行者等への査証の免除(新規)	現在、台湾住民の査証取得等に関し各種の緩和措置が講じられているが、同住民の日本への更なる観光誘致のためにも、短期滞在査証の免除措置が引き続き実施されるよう(少なくとも修学旅行者に対し)、関連法の改正も含め、所要の措置を早急に講ずるべきである。		2004年9月1日より台湾修学旅行者に対して査証申請提出書類の簡素化、査証料免除措置が実施されている。また、「二千五年日本国際観光博覧会への外国人観光旅客の来訪の促進に関する法律」に基づき、愛知万博期間中(2005年3月11日～2005年9月25日)は、身分証番号が記載された台湾護照(旅券)を所有する台湾住民に対して短期滞在査証が免除されているが、同法は愛知万博の終了日に失効することとなっている。なお、香港1日より香港特別行政区(SAR)旅券所持者及び英国海外市民(BNO)旅券所持者(香港居住権者)に対して査証免除措置が実施されるとともに、中国についても、30日以内滞在予定の修学旅行者に対し短期滞在査証が免除されている。	
出入国管理及び難民認定法第7条の2、出入国管理及び難民認定法施行規則第6条の2別表第4	在留資格認定証明書の交付申請については、本邦に上陸しようとする外国人に代わって、当該外国人を受け入れようとする機関の職員等が代理人として行うことができる。			在留資格認定証明書の交付申請については、本邦に上陸しようとする外国人に代わって、行政書士に加えて、所属単位会を通じて地方入国管理局長に届けた弁護士においても申請を行うことができるよう当該法令の改正を行ったところであり、当該外国人と契約を結んだ本邦機関の職員等だけでなく申請を行うことは可能であるが、更なる代理人の範囲の拡大については、適正な審査を確保する観点から、慎重な検討を要すると考えている。		ZA090025	法務省 警察庁	在留資格認定証明交付申請手続きの代理人範囲の拡大(新規)	5053	5053A220	1	(社)日本経済団体連合会	220	在留資格認定証明交付申請手続きの代理人範囲の拡大(新規)	代理人の範囲を拡大し、本邦に上陸しようとする外国人に代わり、当該外国人と契約を結んだ本邦機関の職員や当該外国人が転動する本邦の事業所の職員に加え、これら本邦機関・事業所の人事・採用業務などを担当する機能分社(グループ会社)など密接な関係を有する一定の本邦機関の職員も代理人として、地方入国管理局に申請書を提出する手続きを行うことを認めるべきである。		経済のグローバル化が進展する中、わが国企業の更なる国際競争力強化に向けて、国籍を問わず優秀な人材を確保することが急務となっており、既に多くの高度人材が国境を越えて頻りに移動し活動する状況となっている。一方で、グループ経営の法制度が整って来たことなどを背景に、企業が専門機能を分社化し、グループ内業務を集中管理する事例が増えているが、在留資格認定証明書の交付申請を今の現行法令の多くは、こうした機能分社を想定していないため、事業展開の妨げとなっている。機能分社の目的は、経営の効率化、遵法の精神に則った当該業務の専門性強化、品質の向上を図ることであり、例えば親会社の連結対象子会社等で当該業務の委託契約に基づきグループ企業の人事・採用業務を行う場合、これらの職員は業務の遂行にあたって十分な専門性を有し当該外国人が契約・転動する機関の活動の詳細を理解しており、書類の提出を代理しても支障はない。	出入国管理及び難民認定法では、在留資格認定証明書交付申請について、本邦に上陸しようとする外国人に代わり、当該外国人を受け入れようとする機関の職員その他の法務省令で定める者が代理人としてこれをすることができる。法務省令では、代理人の範囲については、例えば、「在留資格」研究、「技術」、「人文知識」、「国際業務」では「本人と契約を結んだ本邦の機関の職員」に、「企業内転勤」では「本人が転動する本邦の事業所の職員」に、限定されている。
弁護士法第72条、第77条第3号、民事訴訟法第54条第1項	弁護士又は弁護士法でない者は、報酬を得る目的で、他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてしてはならない。また、その違反者には罰金が科せられる。 原則として弁護士でなければ訴訟代理人となることができない。			「企業グループ内における有償での法務サービスの提供について」 弁護士法72条は現在においても合理性、妥当性を有する規定とされている(最高裁判所の指摘する同条の立法趣旨は現在でも妥当であるとされている)。 グループ企業であっても法人格は別であるから、グループ企業間での法律事務の取扱いであっても同条の規制対象となる。 グループ企業間の法律事務の取扱いについて同条の規制対象外とした場合、グループ企業間関係を生じさせずれば他者の法律事務を取り扱うことと許容されることとなる。例えば、反社会的勢力がある企業の債務整理に介入して債権者と交渉する場合において、そのまま行う場合は同条違反となるが、当該企業の債権の相当部分を債権者に抵当として取得し、親子関係やグループ関係を生じ出した上で行う場合は同条違反にならないことになる。これは、当事者その他の関係人の利益の保護や法律事務の維持を目的とする同条の趣旨からして相当でない。したがって、グループ企業間の法律事務の取扱いを同条の規制対象から除外することは相当でない。 「法務部門による自社の取扱いについて」 訴訟代理は民法の代理を前提とするものであるから、既に従業員が自社の訴訟代理人となる場合、当該従業員は、会社の使者ではなく、会社という他人格を有する他人として活動することになるから、会社という他人の法律事務を取り扱うことになる。 その上で、従業員にすぎない者に訴訟代理人となることが認められることは、法廷で他人のために訴訟行為を行う者は原則として法律専門家としての能力が、倫理的担保のある弁護士に属する以上弁護士代理の原則(弁護士法第4条)に反すること、弁護士でない者が形式的に会社の社員になることによって、不特定多数の企業の訴訟に關与することを許すことと許容されるようになってしまえば、弁護士法72条の規制目的が著しく減損されてしまうことから、相当でない。		ZA090026	法務省	企業グループ内における有償での法務サービス提供の解禁	5053	5053A230	1	(社)日本経済団体連合会	230	企業グループ内における有償での法務サービス提供の解禁	企業グループ内における有償での法務サービス、法務部門による自社の訴訟代理を解禁すべきである。 企業グループ内における有償での法務サービスとは以下の通りである。 親会社の法務担当者による子会社または関連会社に対する法務サービスの提供 子会社または関連会社の法務担当者による親会社に対する法務サービスの提供 子会社または関連会社の法務担当者による他の子会社または関連会社(いわゆる兄弟会社)に対する法務サービスの提供		近年、各企業は、経営資源の大幅な見直しを行い、経理、財務、総務、人事などの業務については、親会社あるいは専門の子会社が、有償で企業グループ内の各社にサービスを提供する体制を構築している。 しかし、弁護士法の規定により、法務サービスの提供が禁止されており、経営資源の適切な集中による企業経営の効率化が図れない。そもそも弁護士法の規制の趣旨は、適切でない者が法務サービスを有償で引き受けることを防止し、もって法律サービスの信頼性を確保するものと考えられるが、グループ内の法務サービスの提供により債権者の利益が害される恐れはない。 「全国規模の規制改革 民間開放政策」に対する各官庁からの所見書において、2005年10月1日において、法務省は親会社からの最優先的利用を認めており、しかし、同判決は規制違反の是非については述べているが、規制存続の是非については述べているものではない。企業グループ内で法務サービスを提供することについては、長期的な管理がないのであれば解禁すべきである。また、上記の所見書において、法務省は、「当事者・関係者が反社会的勢力かどうかと、他人の法律事務を取り扱うが反社会的勢力かどうかは、状況が異なる問題である」と述べているが、規制存続の観点から、どう対応が異なるのか不明確ではない。 また、訴訟代理の問題について、法務省は、他人の訴訟の代理は法曹資格がある者に限るという観点から代理は認めないとしているが、要旨の趣旨は法曹資格を有する者に限らなくてもよい場合があるというものであり、その趣旨を踏まえ検討を行うべきである。	弁護士法72条は、弁護士資格のない者が報酬を得る目的で他人の法律事務を取り扱うことを禁じている。同条は、親会社の法務担当者が子会社の法律事務を取り扱うことも禁じていると解釈されている。この点については、2003年11月25日に示された法務省の取組により、子会社等の実質は親会社に当たらず、完全子会社であっても法人格を別にしない以上、あてはめられるべきである。また、同見解によっても、子会社から報酬を得る具体的な態様に関する法務サービスを提供することは、依然として弁護士法72条に抵触することになる。



該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条~3条	債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている。	b		全国サービサー協会等を通じてのサービサー各社及び経済界からのサービサーの活動範囲に関するニーズを把握し、関係団体等と具体的な改正内容に係る意見の調整を行っているところであって、現段階で、サービサー法の改正についての具体的な方向性及び時期を示すことは困難である。		ZA090030	法務省	債権管理回収会社(サービサー)の取扱い可能債権の範囲拡大	5076	5076A016	1	社団法人第二地方銀行協会	16	債権管理回収会社(サービサー)の取扱い可能債権の範囲拡大	サービサー会社の取扱い対象債権として限定列挙されている「特定金銭債権」の範囲を見直し、拡大する。		不良債権の早期解決を図ることが可能となる。	
商法第221条1項	単元未満株式にも一定の共益権が付与されている。	b		単元未満株式の権利の内容については、会社法第189条第2項において、原則として、現行法の単元未満株式の有する権利の内容と同一のものとしつつ、共益権については、その全部又は一部を行使することができる旨を定款で定めることができるものとし、その制限をすることができるものとしており、同法は、平成18年度中に施行される予定である。なお、会社が定款によって上記定めを設けるためには、その旨の定款変更に係る株主総会の特別決議が必要となるが、その定款の定めによって株主の権利を制限する結果となる以上、かかる手続を要求するのは適切な規制である。		ZA090031	法務省	単元未満株主の共益権	5085	5085A007	1	(社)日本自動車工業会	7	単元未満株主の共益権	単元未満株主への共益権(特に代表訴訟提起権)の付与は、平成13年6月改正単元株制度から単元株制度への移行の中で付与されたもの。従来(単元株制度)と同様に、単元未満株主の共益権はないものとしても、株主の権利を大きく損なうようなことにはならない。そのため、新会社法により定款で制限できるようになる予定だが、定款変更には特別決議が必要であり、共益権を制限することに関する株主への合理的な説明が困難という、実務的な問題がある。単元未満株主の共益権については、原則なしとし、定款で認めるときのみ付与するものとするべき。	平成13年6月の商法改正により単元株制度が単元株制度に置き換えられたが、これに伴い単元未満株主にも共益権が付与されることとなった。新会社法案において、共益権については、定款でその制限をすることができるものとする方向で検討中。	単元株未満株のような小さな単位の株主に対して共益権を認めることで、代表訴訟などのリスクを抱え込む。新会社法により、定款で排除できるようになる予定だが、定款変更には特別決議が必要。	平成16年11月度の再要望
商法211条の2	子会社による親会社の株式の取得は原則として禁じられている。	b		子会社による親会社株式の取得は、資本の維持を害すること、株主相互間の不公平を生ずることなどの弊害が生ずる危険性があるところ、自己株式の取得と同様に財源規制及び手続規制等の制約を設ける等の措置を講じた上で認めるにしても、別法人である親会社間においてそのような措置を講じるには解決困難な技術的・実務的問題が存在することから、その見直しには慎重であるべきと考える。		ZA090032	法務省	子会社による親会社株式保有規制の撤廃	5085	5085A008	1	(社)日本自動車工業会	8	子会社による親会社株式保有規制の撤廃	財源規制及び手続規制を設ける上での技術的・実務的課題はあるとしても、現行法の趣旨に鑑みて、子会社による親会社株式取得を法をもって規制することを合理的に説明できないことは明らかであると思われる。平成17年度までの結論は困難とのことだが、当該規制を放置することも適当ではないため、今後の検討の方向およびスケジュールを示されたい。	自己株式の取得については、平成13年10月1日施行の改正商法により、一定の財源規制の下で自由に行えるものとされたが、「子会社による親会社株式保有規制」については、親会社と子会社という別法人への財源規制の困難などから、見直しが行われていない。	新会社法案135条において、子会社による親会社株式の保有規制が規定されているが、自己株式の保有規制が撤廃された今、このような規制に合理的な意味がない。また、子会社による親会社株式の取得規制が撤廃されたとしても、相当期間内に親会社株式を処分しなければならぬこととなり、親会社株式を長期にわたり保有できない。	平成16年11月度の再要望

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
	法務省のリース契約については単年度契約となっている。			本要望については、制度の所管官庁(財務省)の見解を踏まえた上で、検討すべきものと思われる。		ZA090033	全省庁	国及び地方自治体のリース契約の取扱いについて	5088	5088A001	1	社団法人リース事業協会	1	国及び地方自治体のリース契約の取扱いについて	国とのリース契約を地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすること。地方自治体とのリース契約(長期継続契約)に際して、地方自治体から付される契約解除条項を削除等すること。		現在、各省庁がOA機器や車両を導入する際には、複数年度の使用が明白であっても、手続上の煩雑さゆえに国庫債務負担行為として扱わずに、単年度リース契約を更新している。この単年度リース契約は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、現行制度が実質的にリース会社のリスク負担を強めている。地方自治法改正により、リース契約は長期継続契約の対象となっているが、一部の自治体ではリース契約書に「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削減があった場合は、契約を解除する。」趣旨の条項が付されることがある。この条項により、リース会社には解約リスクが残る一方、地方自治体は解約を前提としないファイナンス・リースのメリットを享受することになり、衡平を欠く。	
出資法1条, 2条	出資法は、「何人も、不特定且つ多数の者に対し、後日出資の払いもどしとして出資金の全額若しくはこれをこえる金額に相当する金銭を支払うべき旨を明示し、又は暗黙のうちを示して、出資金の受入をしてはならない。」と定めるとともに(同法1条)、「業として預り金をするに付其他の法律に特別の規定ある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない。」と定め(同法2条1項)、これらに違反した者には、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はその併科の罰則がある(同法8条2項1号)ほか、両罰規定が設けられている(同法9条1項2号)。なお、同法2条1項にいう「他の法律」には、銀行法、長期信用銀行法等がある。			第1条関係 出資金は出資元本が保証されないことを本質とするものであるため、当該払戻しが実行不能に陥った場合、安全であると誤信して出資した一般大衆が不測の損害を被ることを防止する趣旨から、これを撤廃することは困難である。 第2条関係 業としての「預り金」を一般的に禁止しているが、全面的に禁止されているわけではなく、他の法律に特別の規定ある者については預り金を受け入れることができる。従って、出資法において現状以外の新たな規制を設けることは不要と考える。 また、預金の受入れが目的の脱法行為を厳正に取り締まる必要があることから、現行の規定が必要且つ適切であると考えられる。 なお、出資法2条の禁止に該当する行為のうち、特に許容すべき合理的なものがあるのであれば、別途、他の法律の整備によって対応すべきものであって、出資法の改正によることは適当でない(例、銀行法、信託業法、農業協同組合法等)。 エスクロー事業という個別の事業が出資法に抵触するか否かについては、それぞれ個別の事業の内容によるのであり、また、最終的には裁判所が判断するものであることから、ここで回答することは困難である。 一般的には、出資法2条は、業としての預り金をする行為を、他の法律に特別の規定がない限り禁止しているものである。		ZA090034	金融庁 法務省 警察庁	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	5088	5088A004	1	社団法人リース事業協会	4	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	出資法1,2条の立法論的妥当性を検討し、過剰規制を廃して、詐欺的金融犯罪の取締制度を改めて整備するべきである。<＊1>[参考]1999/7金融審議会第一部会中間整理(第一次)、東大・神田教授意見発表資料「いわゆる悪質商品の取扱いをどうすべきか」という問題がある。この点については、我が国におけるこれまでの歴史に鑑みると、その対応等の面において典型的に別物として取扱ってきた面もあるので、基本的方向性としては、金融関連の詐欺的行為を禁止する法律を制定し、そちらで取締ることを検討することが望ましい(現在では、いわゆる出資法で一部取締りが可能であるが、出資法のように預り金を一律に禁止するような法律は、その立法論的妥当性につき再検討する必要がある)。	例えば、匿名組合契約による出資人などにおいて、出資金の全部または一部について営業者が保証する。エスクロー事業(二当事者の取引のクローリングに当たり、第三者が資金を預かって管理することにより、取引上の危険を転換して取引を円滑にするもの)<＊2>	<＊1>出資法が現に果たす役割は詐欺罪の前段階的な犯前と思维的に、これは不当な表示・勧誘により行われるので、不当表示防止法を独禁法の枠組みから切離して整備し、罰則強化、警察管轄とすることは検討できないが、相手方の属性(個人かプロか)の観点も必要と思われる。<＊2>エスクロー事業が出資法2条に抵触するかの判断とせず、抵触すると解釈も表明されており、事業を行おうとする際の重大な障害となる。<＊3>例えば、不動産会社が賃貸事業で預かる敷金等、継続取引業者間の取引保証金などはどう解釈されるのか。	
信託法第1条, 第58条	信託法第58条は、受益者が信託利益の全部を享受する場合で、かつ、やむをえない事情があるときは、受益者又は利害関係人の請求により、裁判所が信託を解除できる旨規定している。信託宣言及びチャリタブルトラストは、現行法上、認められていない。			現在、法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会(信託法部会)を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っているところである。要するに信託法第58条の見直し、信託宣言やチャリタブルトラストの制度の創設については、法制審議会信託法部会において、信託法の見直しに関する検討課題に挙げられて、具体的な調査審議を行っている。現時点では検討の方向性は未定であるが、法制審議会信託法部会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定である。		ZA090035	金融庁 法務省	信託法第58条の見直し・信託宣言やチャリタブルトラストの制度の創設	5088	5088A008	1	社団法人リース事業協会	8	信託法第58条の見直し・信託宣言やチャリタブルトラストの制度の創設	信託法58条の規定により、受益者が単独の場合においては信託の解除リスクがあるため、証券化のスキーム上問題になることがある。信託法58条の改正を望む。また、英米法における信託宣言やチャリタブルトラストの制度の創設を望む。	証券化のスキーム上倒産隔離性が高く(税制上も優遇性が確保できるピークルとして資産流動化法上の特定信託や中間法人が利用されることがあるが、使い勝手などの理由からいまだにクイマンSPCが使われるケースが多い。信託法の見直しなどを行うことで証券化の仕組みより使い勝手がよく、低コストで国内完結しやすくなる制度の創設を望む。同要望に対しては法務省から「平成17年度中に信託法の改正について関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っていく予定」との回答が示された。早急な見直しを期待する。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
商法第296条、社債等の振替に関する法律第83条	社債の募集には取締役会の決議が必要とされている(商法第296条)。委員会等設置会社においては、取締役会の決議によりその権限を執行役に委任することができる(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第21条の7第3項)。	a		募集社債にかかる募集事項の決定手続については、会社法第362条第4項第5号において、重要な募集事項として法務省令で定める事項以外の事項にかかる意思決定を代表取締役等に委任することができることとし、機動的な社債発行等を可能としており、同法とその委任を受けた法務省令は、平成18年度中に施行される予定である。なお、商法・会社法上、株式会社の業務執行に関する意思決定は原則として全て取締役会の決議により行う必要があり、例外的に、重要でない事項についての決定を、取締役会が代表取締役に委任することができることとされているものであり、このような問題に照らすと、一部事項についての決定について取締役会による委任も不要とするには慎重であるべきと考える。		zA090036	金融庁 法務省	社債及び短期社債に関する取締役会決議の義務の見直し	5088	5088A009	1	社団法人リース事業協会	9	社債及び短期社債に関する取締役会決議の義務の見直し	社債の発行については、取締役会の決議が必要とされている(商法296条)。また、短期社債(電子CP)については、取締役会の決議により一定期間および限度額内で特定の取締役に委任できる(社債等の振替に関する法律83条)とされている。また、現在進められている、会社法現代化要綱においては、社債の発行に係る取締役会の決議については、一定の条件を定め、個々の決定については、代表取締役に委任することが認められている。会社法現代化要綱において、これらの見直しを実施され、社債についても短期社債の場合と同様、規制緩和がなされているものの、いずれにしても取締役会の決議を経ることには変わりなく、さらなる規制の緩和を要望する。	資金調達の機動性向上	銀行借入等、他の調達手段における取締役決議要件と区別して、取締役決議を義務付ける必要性がない。企業の資金調達の機動性を損なっている。特に短期社債に関しては、取締役会の決議を行うという行為そのものが、CPという商品の機動性を損なうと考えられる。	
社債等の振替に関する法律第66条第1項、商法第301条1項、第302条	短期社債の要件として総額引受が必要とされている(社債等の振替に関する法律第66条第1項)。短期社債については、社債申込証は不要である(商法第302条)。	a		短期社債における総額引受の要件は、会社法の整備等に関する法律による社振法の一部改正により、廃止されており、また、社債申込証についても、会社法において廃止されているところ、これらの法律は、いずれも平成18年度中に施行される予定である。		zA090037	金融庁 法務省	社振法における「短期社債」の要件見直し	5088	5088A029	1	社団法人リース事業協会	29	社振法における「短期社債」の要件見直し	社振法第66条1項イにおいて「契約により社債の総額が引受けられるものであること」が短期社債の要件のひとつとして挙げられている。本要件の削除および短期社債における「社債申込証」の取得不要措置を要望する。	ダイレクトCPの公募発行の普及および発行手続の簡素化	社債発行の際、商法により社債申込証の作成が必要とされているが、商法302条において「契約により社債/短期社債の引受けの割合が2以上を超過せず」と規定されている。短期社債の機動的な発行を担保するため申込証の作成を不要とするため、立法の過程で(商法における)総額引受を短期社債の要件としたものと考えられるが、実務において同様な発行を認める取扱いを行うための当該要件の削除を希望するものである。発行登録制度において、証券法第29条の第2項は、「短期社債の募集」の場合には、一定の条件を満たせば通常必要とされる「債権簿」の提出が不要とされている。一方社振法において短期社債は「総額引受」が要件とされているが、ダイレクトCPを発行する企業が「公募」を行なおうとする場合には「総額引受」に該当しない場合も起こり得る。社振法及び証券法の関連法令が予定している「短期社債の募集」の発行形態は、発行体が引受人であるディーラー・投資業者等に短期社債の発行条件を交渉すること、申込者が全額を募集投資家による短期社債の引受があり、かつ発行体による短期社債の発行があるという形態と考えられているため、発行義務において、ディーラー・投資業者等に短期の総額引受を認めることにより、発行体による短期社債の発行が促進される。このためダイレクトCPの公募発行においては、一般債の公募における引受人(アンダーライター)が行っていないため、「発行総額」を確定させたうえで投資家の募集を行うことは事実上不可能である。ディーラーが一旦総額を引受る公募発行においては、この問題は生じない。一方「総額」が確定しないことによる弊害は、予定していた譲渡に募集金額が満たないケースが想定されるが、それは発行体のリスクであり、発行体がそのリスクを承知で募集を行うのであれば特段問題はないものと思われる。一方の条件で投資家への勧誘をえず、個別投資業者毎に条件を設定して発行(引受)を行うという行為は非効率であり、公募発行の利点を生かせない。この点は大きな弊害であり早急に改善が必要と考える。発行したことが総額引受でないという理由で特例法上の「短期社債」と見なされ(なる)、普通社債同様社債債権の作成や社債管理会社の設置が必要となり、実務上発行は不可能となる。短期社債の発行の機動性を担保、短期社債の募集要件を充足するため、社振法において短期社債適用要件(短期社債の総額引受要件)の削除並びに社債申込証の取得不要措置の見直しを要望するものである。	
不動産登記法第151条ノ2、商業登記法第113条ノ2、電子通信回線による登記情報の提供に関する法律第1条、第2条	平成17年度3月31日現在、不動産登記については全筆個数(約2億7千万筆個)の約77%以上、商業・法人登記については全会社・法人数(約350万社)の約95%以上の電子化を終了している。	d		商業・法人登記については平成17年度末までに、不動産登記については平成19年度末までに、電子化を完了させることを目標に計画的に作業を行っている。		zA090038	法務省	登記情報の電子化促進	5088	5088A030	1	社団法人リース事業協会	30	登記情報の電子化促進	商業登記・不動産登記の電子化の拡大を要望するもの。		閲覧可能範囲の拡大による時間的節約が図れる。商業・法人登記は平成17年度末まで、不動産登記は平成19年度末までにおおむね完了させることを目標とされているが、計画を前倒しにして電子化を行うこと。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)	
債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条~3条	債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている。	b		全国サービス協会等を通じてのサービス各社及び経済界からのサービスの活動範囲に関するニーズを把握し、関係団体等と具体的な改正内容に係る意見の調整を行っているところで、現段階で、サービス法の改正についての具体的な方向性及び時期を示すことは困難である。		ZA090039	法務省	サービス法に関する改正要望	5088	5088A031	1	社団法人リース事業協会	31	サービス法に関する改正要望	特定金銭債権に「売掛金」を含めること。平成13年9月1日施行改正法により、貸金業者の有する貸付債権、法的倒産手続中の者が有する金銭債権も扱えるようになったが、現存する債権で最も金額が多い通常の売掛金がまだ認められていない。	特定金銭債権の範囲が拡大されることにより、依頼者(顧客)満足度が向上する。	特定の企業グループ各社、取引先等が有する売掛金(商品、資材等の売買取代金等)の請求、集金代行(口座振替)業務を各社から受託しているが、上記債権が扱えないため、業務拡大を行うことができない。		
回答済	債権譲渡登記制度は、平成10年10月に創設され、債権譲渡登記に関する事務を司る登記所として、東京法務局が指定されている。平成13年3月からは、予約制度を利用したオンラインによる登記の申請の制度を、平成16年5月からは蔵入金電子納付システムを利用したオンラインによる登記の申請及び証明書の交付請求の制度の運用している。	b		1 出頭による申請窓口を各出張所に拡大することについて 債権譲渡登記は、東京法務局民事行政部債権登録課において運用しているところ、これを全国の法務局・地方法務局の出張所に拡大した場合、各出張所との間の距離の相違、各出張所への職員の配置、システムの改修及び出張所への人員配置等に相当額の経費を要することとなり、と同様の問題が生じることとなる。 したがって、出頭による申請窓口を各出張所に拡大することは、効率的な行政運営の観点から困難である。 なお、債権譲渡登記は、取扱いが「簡所」としたことから、当初から郵送による登記申請も可能とし、またオンラインによる登記申請も先行して実施しているところであり、さらに平成16年5月からは登記申請のほか、オンラインによる証明書交付請求も可能としたところである。 2 申請1件当たりの情報量の上限を1,500キロバイトとする オンラインによる登記申請については、申請1件当たりの情報量の上限を1,500キロバイトとしているところ、当該上限を大幅に引き上げれば、登記所の設備の増強、機器の増設及びシステムの改修等に相当額の経費を要し、これらの経費は受益者負担の原則により、利用者の手数料で賄うこととなるが、申請1件当たりの情報量に倍増を要したところ、情報量が1,500キロバイトを超える申請はわずか3.5%にとどまっており、わずかな申請のために大多数の利用者が当該経費を負担することとなる。 また、e-Japan戦略の基本的考え方における電子政府の実現にあたっては、行政の簡素化・効率化、国民・事業者の負担の軽減を実現することが必要である旨が示されており、e-Japan重点計画における行政の情報化の具体的な施策において、各府省は、申請・届出等手続をオンライン化する場合、当該事務経費の低減を図りつつ、適正な手数料負担を確保するものとした。さらに、電子政府重点計画において、業務や制度、システムの根本的な見直しを行い、行政業務の簡素化、業務効率の向上を徹底的に追求することとされ、手続効率の向上も重要な政府の責務とされた。しかしながら、申請1件当たりの情報量の上限を大幅に引き上げること、国民・事業者の負担軽減の実現や適正な手数料負担の設定が困難となり、また、手続効率の向上も重要な政府の実現に逆行するものとなることから、困難である。 したがって、申請1件当たりの情報量の上限を大幅に引き上げること、現段階では困難であるといわざるを得ない。		ZA090040	法務省	債権譲渡登記制度の拡充	5088	5088A032	1	社団法人リース事業協会	32	債権譲渡登記制度の拡充	出頭による申請窓口を各出張所に広げること。オンライン申請のシステム拡充、手続の簡素化を図ること。	債権流動化市場の発展に寄与する。	「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画」(2004年3月19日)においては、「オンライン申請については、債権個数の上限は廃止し、情報量による制限のみとする」とされている。しかし、情報量による制限が維持される限り、オンライン申請の利便性が改善するとは言いがたい。債権個数の上限を撤廃するだけでなく、情報量による上限を大幅に引上げるべきである。併せて、申請窓口の拡充も行うべきである。例えば、債権流動化を行う場合、債権譲渡契約を締結後、即日(若しくは数日以内)の債権譲渡登記を投資家から要求される場合がある。遠方の場合、窓口に出頭できず、郵送にて行わざるを得ないが、配達地縁、申請不備による却下等のリスクが発生する。オンライン登記申請については、手続が煩雑で、データファイルサイズに制限があり、利用できない。		
なし。	現行信託法には、信託受益権の有価証券化に関する規定は存在しない。	b		現在、法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会(信託法部会)を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを目標として作業を行っているところである。 要望内容である信託受益権の有価証券化については、法制審議会信託法部会において、信託法の見直しに関する検討課題に挙げられて、具体的な調査審議を行っている。 現時点では検討の方向性は未定であるが、法制審議会信託法部会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定である。		ZA090041	法務省 金融庁	信託受益権の有価証券化	5088	5088A033	1	社団法人リース事業協会	33	信託受益権の有価証券化	信託受益権を有価証券指定し、流通性を付与する。		・信託受益権の公募発行が可能となる。 ・特定目的会社が不要となるため、調達コストの削減効果がある。	流動化商品は広く投資家に浸透してきており、ABSと比較してもその商品性にはほとんど差はないものと考えられる。一方、投資家側にとっても運用難の状況が続いており、流動化商品は投資対象としてのニーズは高いものの、社内規程あるいはB/S上の開示の問題から、受益権には投資できないという投資家も存在する。	



該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
	法務省が民間機関と締結する物品の購入や賃貸借の契約については、債権譲渡禁止特約の条項が盛り込まれている。ただし、信用保証協会及び金融機関に対する売掛債権の譲渡については解除されている。	b		債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約の拡大(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)については、実施の可否を引き続き検討することとしたい。		zA090042	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5088	5088A034	1	社団法人リース事業協会	34	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		各省庁の対応が異なり、統一かつ早急な対応を求める。	
商法第10条, 商業登記法第17条第3項	本店所在地を管轄する登記所が法務大臣によりオンライン化の指定を、また支店所在地を管轄する登記所がコンピュータ化の指定を受けている場合、支店所在地を管轄する登記所で行うべき登記申請を、本店所在地を管轄する登記所で行うことが可能である。	d		第162回国会で成立した会社法の施行により、支店所在地の登記事項は、商号、本店及び支店所在地の3登記事項の必要最小限なものとなり、支店所在地の登記所に対して登記を申請する機会は大幅に減少することから、利用者の負担も大幅に軽減することが見込まれる。		zA090043	法務省	商業・法人登記の簡素化	5088	5088A038	1	社団法人リース事業協会	38	商業・法人登記の簡素化	本店所在地において登記すべき事項は、支店所在地においても登記することを要するが、本手続きを簡素化し、本店所在地管轄の法務局にて登記することにより、支店所在地管轄の法務局の登記手続きを代用することとし、支店所在地管轄の法務局での登記を不要とする。また、本登記のオンライン化を早期に実現する。		登記手続の簡素化により、事務負担を軽減する。	
なし	中間法人法において、社債に関する規定はない。	e	-	私法上、会社以外の法人が債券発行の方法により公衆から債務を負担することは、自由であるとして一般に解されており、中間法人においても、同様の方法により債券の発行をすることは可能である。		zA090044	法務省	有限責任中間法人による社債・短期社債の発行	5088	5088A047	1	社団法人リース事業協会	47	有限責任中間法人による社債・短期社債の発行	有限責任中間法人による社債・短期社債の発行を許容・明確化していただきたい。現在の商法の下では、有限会社による社債発行は認められていないことから、有限会社の規定に準じている有限責任中間法人による社債の発行については、明らかではない。また、現在進められている会社法現代化要綱においては、有限会社の廃止・株式会社への一本化される予定であり、旧来の有限会社に相当する“取締役会を設置しない株式会社”においても、社債の発行が可能との規定が盛り込まれることから、商法上(新会社法含む)は、実質、社債発行会社の規制が撤廃されることになる。しかしながら、依然として、中間法人法により設立が認められている有限責任中間法人による社債発行は明確でない		債権流動化スキームにおける社債や短期社債(電子CP)の発行体SPVとしての活用。資金調達手段としてのピークルの管理事務・コスト低減	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
戸籍法第1条,第4条 外国人登録法第16条の2,第17条	戸籍事務は市区町村長が行っている。外国人登録法において,市町村が処理することとされている事務については,法定受託事務とされている。	C		戸籍事務は,市区町村長がこれを管理することとされ(戸籍法第1条,第4条),市区町村長の指揮監督の下に吏員をしてその処理につき補助させることができるとされている(地方自治法第172条,第154条,第283条)。戸籍簿書類の受理・不受理処分や,戸籍謄抄本等の交付・不交付処分は,戸籍法第118条の不届申立ての対象となる市区町村長の行う行政処分である。このような行政処分について,市区町村の吏員を関与させず全面的に民間業者に行わせることは相当ではなく,提案に応じることが困難である。外国人登録法に基づいて市区町村長が行う行政処分を民間業者に行わせることは困難である。		ZA090045	総務省 法務省	市町村窓口事務の民営化事業	5091	5091A001	1	つくば市	1	市町村窓口事務の民営化事業	戸籍事務や住民基本台帳等一般的に市町村の窓口で行われている事務について,民間企業等への業務委託又は民間人による事務の執行を行うことを目的として関係する法規制等の緩和及びこれに必要な制度の確立等を求める。	一般的に市町村の窓口で行っている戸籍に関する事務や住民基本台帳に関する法律に基づく事務等については,法定受託事務である戸籍法に基づく各種事務や住民基本台帳法に基づく事務,あるいは,墓地,埋葬等に関する法律等については,市町村長の執行する事務として定められているが,これを民間企業等への委託又は民間人の活用等により,窓口事務に係るコストの削減を図り,更に民間のノウハウを窓口サービス等にいかしていくことにより行政サービスの質的向上及び市民満足度の向上を目指す。	窓口事務等の民間開放に当たっては,特に個人情報情報の漏洩や悪用等に関し,必要な措置を講ずることが求められる。	
商法第210条第7項	株式会社が特定の者から自己株式を取得する場合,株主が,特定の者に自己を加えるべきことを請求する期限は,株主総会の開催日から5日前までとされている。	b		会社法第158条第1項の規定による通知を特定の株主に対して行う場合において,株主が,特定の株主に自己をも加えたものを株主総会の議案とすることを請求するための検討期間の長さについては,同法第162条第2項の法務省令で定める時から同条第3項の法務省令で定めるときまでの期間と規定されているところ,法務省令においては,一定の範囲内で,各会社が定款自治によって定めることができる旨を規定する方針であり,同法及び法務省令は,平成18年度中に施行する予定である。		ZA090046	法務省	未公開会社(株式譲渡制限会社)が特定の株主から自己株式を取得する際に他の株主が買取を請求できる期間の延長	5097	5097A016	1	生命保険協会	16	未公開会社(株式譲渡制限会社)が特定の株主から自己株式を取得する際に他の株主が買取を請求できる期間の延長	株式譲渡制限会社が,株主総会決議によって特定の株主から自己株式を取得する際に,他の株主が自らも買取対象に含めることを請求できる期間(当該議案の通知を受領した日から買取の請求締切日まで)を1週間程度確保して頂きたい。	・現在の商法の規定においては,株主総会の招集通知を総会前の1週間前に短縮できるよう定款変更を行った会社が,特定の株主から自己株式を取得する場合,他の株主は自らも買取対象に含めることを総会開催日の5日前までに請求しなければならないため,当該判断を極めて短期間に行わなければならない。郵送の状況によっては,権利を行使できない場合もある。現在国会審議中の会社法案及び関連政省令においても上記の問題が改善されない場合,その他株主が買取を求めることができるとする制度の趣旨が活かされない場面が生じる。		
司法書士法第3条第1項第1号,第2号,第73条第1項,第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は,登記に関する手続について代理することはできない。また,違反者には罰金が科される。	C		商業・法人登記は,国民の権利に重大な影響を及ぼすものであり,この登記手続を代理するためには,高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので,司法書士又は弁護士以外の者が当該業務を行うことは,国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営の観点から認められない。		ZA090047	法務省	商業・法人登記申請の行政書士への開放	5100	5100A001	1	日本行政書士会連合会	1	商業・法人登記申請の行政書士への開放	司法書士法第3条により,法務局又は地方法務局に提出する書類の作成と手続は司法書士の専管業務とされているが,そのうち商業・法人登記申請に限り,行政書士,税理士,中小企業診断士等も書類の作成及び手続が行えるよう,規制を緩和すべきである。	・会社・法人設立や各種変更では,定款や総会議事録等,申請に必要な添付書類は行政書士が作成しており,登記申請書の作成及び手続のみ,規制があるため本人申請又は本人が司法書士に依頼している。依頼者は一連の業務として迅速かつ業務を望む中,制限があるため,手続の煩雑さと負担を強いられている。登記申請書の作成及び手続を行政書士も行うようにすることで,依頼者たる国民は迅速かつ廉価なサービスを受用することが可能となり,利便性が向上する。 なお,昨今の電子申請化に伴い,電子公証制度に基づく(定款の認証)法に「電子定款」があり,これに活用する電子署名をして,本会が行政書士会員向けに発行している電子証明書が認められた。 ＜所望に伴う法務省回答への意見＞ (1)専門的知識について 商業・法人登記に係る登記申請書の作成は,添付書類で明確にされている事実を引合して記載するものである。一方で,その記載事項を証明するために添付する定款や各種議事録等の書類の作成など,登記申請までの手続全般について,相談からの一連の依頼案件として行政書士が行っている実態もある。また,会社・法人設立,変更登記は,許認可申請を伴うものも多く,許認可の内容を熟知した上での登記申請が必要。許認可申請は行政書士が専門分野として行っている。申請書記載事項を証明するための添付書類を専管業務として作成しており,また許認可申請も専管業務としている行政書士に,商業・法人登記に関する専門的知識がないとするのは,形式的な見解に過ぎる。 (2)能力の確保について 行政書士試験は,幅広い業務内容に対応する能力を担保するため,広範な法律分野が出題されており,商法に加え,民法,税法,労働法など,会社・法人の経営・運営に必要な法律分野が含まれている。また,行政書士法第13条の3は,行政書士の研修受講による資力向上義務を規定しており,商法や法立業務に関する研修等は,毎年全国的に実施されている。上記に加え,更なる能力担保措置については,今後検討したい。	添付資料 基準認証・資格制度 ワーキンググループ会議(H17.2.14)への法務省提出資料に対する意見書	